

2九生第913号
令和2年7月8日

福岡県農林水産部長 殿

九州農政局生産部長

令和2年7月豪雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

平素より、農作物等における被害防止に向けた技術指導の徹底について御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、7月3日以降の豪雨により、九州管内の広い範囲で農作物等の冠水や土砂流入による施設やほ場の被害が発生しています。

この梅雨末期の集中豪雨は、今後も発生する恐れがあり、下記基本指針等を参考に、適時、効果的な農作物等の被害防止に向けた注意喚起や生産への影響を最小限とするための事後対策の周知、並びに農業者自らの被害防止の行動を促していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

「農業技術の基本指針」（令和2年改定）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html

※ 別紙に、本指針の「主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項」中から冠水被害に遭った主要作目の被害拡大防止のための対策をまとめております。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 草場

係 員 永井

代表：096-211-9111（内線4531, 4528）

主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項
(作物別対策は、被害拡大防止のための対策を抜粋)

【全般】

1. 豪雨による冠水等の被害が発生した地域にあつては、地域農業改良普及センター、病害虫防除所、農業協同組合など関係機関の連携体制を整備し、地域の品目や生育ステージに応じた対応を速やかに現場に徹底すること。
2. 人命第一の観点から、ほ場の見回り等については、気象情報を十分に確認し、大雨等が治まるまでは行わないこと。また、大雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、ほ場周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
3. 暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛けること。特に、高齢者は、のどの渇きや暑さを感じにくく、気がつかないうちに熱中症になる可能性があるため単独での作業を避け、定期的に異常がないか巡回を行うなど、効果的な対策を行うこと。
4. これまで冠水したことがあるほ場や地域については、特に速やかな排水に備えておくこと。排水ポンプの融通等についても積極的に進めるなど重点的に対応を進めること。
なお、各地方農政局土地改良技術事務所において、排水対策に活用できる災害応急用ポンプの貸出を行っているので、活用されたい。
5. 病害虫への対策については、ほ場の冠水又は浸水、過湿などにより病害虫の被害を受けやすいことから、病害虫防除所から発表される発生予察情報に基づき、適期防除に努めること。また、防除に必要な農薬の供給が不足しないよう、必要に応じて、農薬の販売店や農業協同組合等に対し、必要な農薬が供給されるよう要請すること。
6. 大雨、増水等により施設や倉庫等の管理や巡回が十分できないことから、日頃から出入口等の施錠を確認するなど、防犯対策に留意すること。

【作目別対策】

1. 園芸作物全般

被害拡大防止のための対策

- ア. 冠水した温室、育苗・集出荷施設等は、速やかに施設、機器の点検を行い、補修や修理が必要な場合には適切な処置を行うこと。
- イ. ほ場や温室が冠水した場合は、排水ポンプや溝切り等によりできる限り速やかに排水を行うこと。

2. 野菜

被害拡大防止のための対策

- ア. 冠水や浸水等を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。また、土寄せ、追肥、液肥の葉面散布等により生育の回復に努めるとともに、病害虫の発生を防止す

るため、折損した茎葉の除去と適切な薬剤散布を行うこと。

イ. 果菜類では、根傷みによる草勢低下を防ぐため、摘果や若どりにより着果負担を軽減すること。

ウ. 生育初期において被害を受けた場合には、予備苗による植替えや再は種を行い、被害の軽減に努めること。また、被害が著しい場合には、他の品種又は作物に転換することも検討すること。

3. 果樹

被害拡大防止のための対策

ア. 浸水や冠水等を受けた園地においては、速やかな排水を行うとともに、枝、葉及び果実に付着した泥の洗浄に努めること。流入・堆積した土砂は可能な限り早急に除去すること。また、園地全体の土砂を取り除くことが出来なければ、樹冠下部だけでも取り除くようにすること。

イ. 防除用設備（配管、水槽、スプリンクラー、防除機材等）が破損するなど、既存の管理・防除手段が使えなくなった場合には、他の管理・防除設備等の手配など、代替手段の確保に努め、適期防除を徹底すること。

4. 花き

被害拡大防止のための対策

ア. 冠水又は浸水したほ場については、排水ポンプによるくみ上げ等により速やかな排水に努めること。また、倒伏した株は早急に立て起こし、茎や花穂の曲がりやを防止するとともに、折れた茎葉は除去し、適切な薬剤散布等により、病害の発生防止に努めること。

イ. 被覆資材、支柱、防虫ネット等の資材や栽培施設についてはできる限り早期に点検・修復を行い、特にキク等の栽培に係る電照・補光関連設備（電球、タイマー等）については、速やかに作動状況の点検を行うこと。

5. 畑作物・特産農作物（かんしょ、ばれいしょ、さとうきび、そば）

被害拡大防止のための対策

ア. かんしょやばれいしょについては、ほ場が冠浸水した場合、生育遅延や塊茎腐敗等を起こしやすいので、速やかな排水に努めること。また、湿潤ほ場での収穫は行わないこと。

イ. さとうきびについては、表土の流出により根浮き等がみられることがあるので、この場合、速やかに土で被覆すること。また、塩害が懸念される場合は、スプリンクラー等のかん水施設を活用し、葉面の除塩に努めること。

ウ. そばについては、ほ場が滞水した場合、出芽不良や根腐れによる生育不良等を起こしやすいので、速やかな排水に努め、長時間の冠水を避けること。

6. 水稻・豆類

被害拡大防止のための対策

- ア. 水稻については冠水時には排水路等を通じて速やかな排水に努め、排水後は、白葉枯病等の発生動向に留意し、的確な防除に努めること。また、冠水被害を受けた稲体は水分調節、肥料吸収等の機能が低下していることから、根の活力を旺盛に保つよう水管理を徹底するとともに、応急的に通水し、水分の補給に努めること。
- イ. 豆類については、浸水や冠水等により再は種を行う場合は、は種晩限に注意しつつ、は種時期に応じ、は種量を増やす等により苗立ち数等の確保に努めること。
- また、止むを得ず転用種子を用いる場合も、発芽率等を確認した上で必要に応じ、は種量を増やす等により苗立ち数等の確保に努めること。

7. 畜産

被害拡大防止のための対策

ア. 畜産施設及び家畜

- (7) 天候が回復した後、直ちに畜産施設内及びその周辺の排水を行うよう努めること。
- また、土砂が流入した場合には、再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、土砂を除去するよう努めること。
- (イ) 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生予防措置を講じるよう努めること。
- (ウ) 水濡れ、土壌の付着などにより品質が低下した飼料の給与は、家畜への健康被害や畜産物を通じた人の健康への影響の懸念がある場合は中止すること。健康への被害や影響が明らかでない場合には、家畜保健衛生所などの指示を仰ぐこと。飼料の品質が低下しているもののこれらの影響が想定されない場合で、代替飼料が確保できないなどの理由によりやむを得ず給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意すること。

イ. 飼料作物及び稲わら

- (7) 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。
- (イ) 倒伏、冠水などにより、飼料作物が被害を受け、減収が懸念される場合などには、次期作を前倒しした作付けや、稲わら等の農産副産物の確保等により、良質な粗飼料の確保等に努めること。

2九生第913号
令和2年7月8日

佐賀県農林水産部長 殿

九州農政局生産部長

令和2年7月豪雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

平素より、農作物等における被害防止に向けた技術指導の徹底について御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、7月3日以降の豪雨により、九州管内の広い範囲で農作物等の冠水や土砂流入による施設やほ場の被害が発生しています。

この梅雨末期の集中豪雨は、今後も発生する恐れがあり、下記基本指針等を参考に、適時、効果的な農作物等の被害防止に向けた注意喚起や生産への影響を最小限とするための事後対策の周知、並びに農業者自らの被害防止の行動を促していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

「農業技術の基本指針」（令和2年改定）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html

※ 別紙に、本指針の「主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項」中から冠水被害に遭った主要作目の被害拡大防止のための対策をまとめております。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 草場

係 員 永井

代表：096-211-9111（内線4531, 4528）

2九生第913号
令和2年7月8日

長崎県農林部長 殿

九州農政局生産部長

令和2年7月豪雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

平素より、農作物等における被害防止に向けた技術指導の徹底について御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、7月3日以降の豪雨により、九州管内の広い範囲で農作物等の冠水や土砂流入による施設やほ場の被害が発生しています。

この梅雨末期の集中豪雨は、今後も発生する恐れがあり、下記基本指針等を参考に、適時、効果的な農作物等の被害防止に向けた注意喚起や生産への影響を最小限とするための事後対策の周知、並びに農業者自らの被害防止の行動を促していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

「農業技術の基本指針」（令和2年改定）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html

※ 別紙に、本指針の「主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項」中から冠水被害に遭った主要作目の被害拡大防止のための対策をまとめております。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 草場

係 員 永井

代表：096-211-9111（内線4531, 4528）

2九生第913号
令和2年7月8日

熊本県農林水産部長 殿

九州農政局生産部長

令和2年7月豪雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

平素より、農作物等における被害防止に向けた技術指導の徹底について御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、7月3日以降の豪雨により、九州管内の広い範囲で農作物等の冠水や土砂流入による施設やほ場の被害が発生しています。

この梅雨末期の集中豪雨は、今後も発生する恐れがあり、下記基本指針等を参考に、適時、効果的な農作物等の被害防止に向けた注意喚起や生産への影響を最小限とするための事後対策の周知、並びに農業者自らの被害防止の行動を促していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

「農業技術の基本指針」（令和2年改定）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html

※ 別紙に、本指針の「主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項」中から冠水被害に遭った主要作目の被害拡大防止のための対策をまとめております。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 草場

係 員 永井

代表：096-211-9111（内線4531, 4528）

2九生第913号
令和2年7月8日

大分県農林水産部長 殿

九州農政局生産部長

令和2年7月豪雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

平素より、農作物等における被害防止に向けた技術指導の徹底について御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、7月3日以降の豪雨により、九州管内の広い範囲で農作物等の冠水や土砂流入による施設やほ場の被害が発生しています。

この梅雨末期の集中豪雨は、今後も発生する恐れがあり、下記基本指針等を参考に、適時、効果的な農作物等の被害防止に向けた注意喚起や生産への影響を最小限とするための事後対策の周知、並びに農業者自らの被害防止の行動を促していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

「農業技術の基本指針」（令和2年改定）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html

※ 別紙に、本指針の「主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項」中から冠水被害に遭った主要作目の被害拡大防止のための対策をまとめております。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 草場

係 員 永井

代表：096-211-9111（内線4531, 4528）

2九生第913号
令和2年7月8日

宮崎県農政水産部長 殿

九州農政局生産部長

令和2年7月豪雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

平素より、農作物等における被害防止に向けた技術指導の徹底について御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、7月3日以降の豪雨により、九州管内の広い範囲で農作物等の冠水や土砂流入による施設やほ場の被害が発生しています。

この梅雨末期の集中豪雨は、今後も発生する恐れがあり、下記基本指針等を参考に、適時、効果的な農作物等の被害防止に向けた注意喚起や生産への影響を最小限とするための事後対策の周知、並びに農業者自らの被害防止の行動を促していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

「農業技術の基本指針」（令和2年改定）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html

※ 別紙に、本指針の「主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項」中から冠水被害に遭った主要作目の被害拡大防止のための対策をまとめております。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 草場

係 員 永井

代表：096-211-9111（内線4531, 4528）

2九生第913号
令和2年7月8日

鹿児島県農政部長 殿

九州農政局生産部長

令和2年7月豪雨に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

平素より、農作物等における被害防止に向けた技術指導の徹底について御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、7月3日以降の豪雨により、九州管内の広い範囲で農作物等の冠水や土砂流入による施設やほ場の被害が発生しています。

この梅雨末期の集中豪雨は、今後も発生する恐れがあり、下記基本指針等を参考に、適時、効果的な農作物等の被害防止に向けた注意喚起や生産への影響を最小限とするための事後対策の周知、並びに農業者自らの被害防止の行動を促していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

記

「農業技術の基本指針」（令和2年改定）

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r2sisin.html

※ 別紙に、本指針の「主要作目の災害対策技術上の基本的留意事項」中から冠水被害に遭った主要作目の被害拡大防止のための対策をまとめております。

九州農政局生産部生産技術環境課

農政調整官 草場

係 員 永井

代表：096-211-9111（内線4531, 4528）